

【取扱い厳重注意】

平成23年8月29日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 飯崎 準

平成23年8月25日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

| | | |
|-----------|--------------|-------|
| 福島県南相馬市役所 | 市民生活部長 | 八巻清貴 |
| | 市民生活部理事 | 林秀之 |
| | 市民生活部次長 | 大和田寿一 |
| | 市民生活部防災安全課係長 | 大石雄彦 |
| | 市長公室長 | 大谷和夫 |

2 聴取日時

平成23年8月25日午後13時00分から同日午後15時00分まで

3 聴取場所

南相馬市役所3階特別会議室

4 聴取者

飯崎補佐

5 ICレコーダーによる録音の有無等

- あり
 なし

第2 聴取内容

避難措置について
別紙のとおり

第3 特記事項

なし

【取扱い嚴重注意】

別紙

1 被聴取者の身分

市民生活部は南相馬市における災害対応を担当する部であり、八巻部長は地震及び原子力災害対応を統括する者、林理事はその下で災害対応の取りまとめを行っていた者、大和田次長は防災安全課長として災害対応の直接的な指揮を執っていた者、大石係長はその下で災害対応に従事していた者、大谷室長は、市長の秘書官として市長の対応全般の補助をしていた者である。

2 地震後の状況

3/11 14:46に震度6弱の地震が発生した際、市では定例議会の開催中であり、第一回災害対策本部会議を15時から開催している。

この時、大津波警報が出ているということが報告され、防災安全課で防災行政無線を使って沿岸部の住民に避難を指示している。

地震直後は使えた電話は、16時にはパンク状態のためかほとんどつながらなくなり、固定電話も携帯電話もつながらない状態であった。ただし、公衆電話は使えたため、市内に設置された公衆電話に市民が列を作る姿が見られた。

南相馬市は、地震による津波の被害が甚大であり、3/11の夜には、親族と連絡が取れないという通報が市に1000件以上寄せられ、その対応に追われており、また、当日はかなり冷え込んでいたため、毛布等の提供を防災行政無線で市民に呼びかけるなど、津波対応に忙殺されていた。そのため、3/11夜に出された原発から半径3kmの避難指示については、TVを見る余裕もなく、ほとんどの職員の記憶にない状態である。

3 3/12 5:44の第一から半径10kmの避難指示

市で作成した記録によると、6:20に消防署から連絡があり、第一原発から半径10km以内に避難指示が出ていることを認知した。6:25には県対策本部からも同様の連絡があり、県からは、双葉・浪江地区から住民が避難のために押し寄せる可能性もあるので、準備をお願いしたいとの指示を受けた。同じく6:25には県の出先機関である相双地区保健福祉事務所から安定ヨウ素剤の準備をお願いしたいとの連絡を受けた。

市の最南端に位置する合併前の旧小高町の一部が半径10kmに該当するものの、当該区域内には人家はないため、この避難指示については、住民への伝達を行っていない。また、旧小高町は、当時自前で安定ヨウ素剤を備蓄していたようで、旧小高町の住民分のヨウ素剤は市で保有していたものの、消費期限が切れており、しかも全住民分にとっても間に合わなかったこと、配布にあたって、必要な医師を確保できる見通しがなかったことから、市長まで報告して配布しないことに決定した。

なお、原発から半径10kmは、先ほど述べたとおり、南相馬市の一部が該当するにも関わらず、国から市への伝達は行われていない。

4 3/12 18:25の第一から半径20kmの避難指示

半径20kmに拡大されると、南相馬市の3分の1に該当する旧小高町全域が該当することになるが、この指示も国から市への伝達は受けていない。県からも連絡がなかった

【取扱い厳重注意】

た。電話が通じにくい状態は相変わらずで、衛星回線を使った FAX があったものの、これもつながりが悪かった。

この時も津波による被害対応に追われており、市内の行方不明者が数百人という状況であったが、避難区域のうち、介護が必要な者などの災害弱者を中心に、市で所有するバスや民間のバスのうち調整がついた数台を使って、20 km 圏外になる原町地区へ移動させている。それ以上の避難をこの日のうちに調整することは困難であり、該地域の住民には基本的にはマイカーで移動するよう防災行政無線で指示している。

翌日(3/13)、飯館村からスクールバスなどを借り、避難できていない住民を原町地区へ避難させた。

5 3/15 11:00の第一から半径20~30kmの屋内退避指示と物資の停滞

これも国からも県からも連絡はなく、TV で認知した。30 km となると、市の3分の2が該当し、原町地区も該当することになり、南相馬市役所自体も含まれる。

市としては、屋内に止まるよう防災行政無線を使って市民に呼びかけている。

その後、3/16 頃だったと思うが、市に駐屯してくれていた自衛隊から、「米軍では原発から半径80 km 圏内からの避難指示が出されたようであり、我々も撤収する。市も避難した方がいい」との連絡があり、自衛隊車両が市から撤収していった。

この様子を見た市民から、市へ問い合わせが殺到し、屋内退避圏内の市民の多くが自主的に避難していった。

住民が自主的に離れて行ったことに伴い、市内の店舗が相次いで閉鎖されたことや、トラックなどの物流が屋内退避の30 km 圏内に入ってこなくなったことなどが原因と思われるが、この頃から市内で物資が停滞し、市民生活が困難になっていった。

市では対策として、30 km 圏外に物資受け入れポイントを立ち上げ、市職員がそのまま物資を取りに行くこととし、また、ガソリンについては、大型免許と危険物取扱の免許を持っている者をボランティアとして募り、郡山や宇都宮まで出向いてタンクローリーに乗って市内まで運ぶなどの措置を取った。

しかし、市内での屋内退避を長期にわたって実施することは、上述のような物資対策を取っても限界があることから、市長の決断で、市内全域で避難を希望する住民を市で調整した上で避難させることとなった。30 km 圏内にとどまらず市内全域を対象としたのは市長の判断であり、30 km 以遠かどうかで避難を希望する者に対する支援を区別すべきではないとお考えからであった。

3/17 には市内で希望住民に対する説明会を実施し、3/18 から3日間、バスによる避難を実施することを告げ、希望者を3日間にわたって避難させた。避難先としては、新潟・山形・茨城・群馬・長野県などと調整を行い、それぞれ希望者を避難させている。

なお、バスについては、市長が新潟県知事と旧知の間柄であったようで、新潟県がバスを用意してくれている。また、千葉県森田知事が自ら申し出てバスを提供してくれている。

自主避難の希望者が想定以上に多かったことから、3/25 に再度バスを用意し、避難を希望する者への最終支援として、避難先への移動を実施している。

この時の避難で、約3000名が市を離れている。

翌3/26 には、市長が自ら動画投稿サイト「Youtube」で南相馬市への物資救援を呼び

【取扱い厳重注意】

かけ、残った市民に対して物資が供給されるよう支援を要請した。この呼びかけで多くの物資が集まるようになったが、30km 圏内には入ってこなかったため、30km 圏外になる相馬市に設定したポイントに集めて、職員が受け取りに行くことで対応した。集めた物資は、各行政区へ配分し、要介護者等の災害弱者には個別に配布した。この時に受け取った住民の総数が約 9000 人ほどであったため、市内に残った住民は相当減っていたのだと思われる。市による物資供給のお知らせは、住民向けにメール送信しており、その最後が 4/28 であることや、職員の記憶から、物資が十分に市内に行き渡るようになったのは、4月下旬から5月にかけての頃であったと思う。

6 4/22の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定

3/25 から経済産業省の職員が2週間交代で市役所に派遣されており、特に経済産業省の浜野課長は、3/25 から継続して市に派遣され、主に国と市との調整役を務めていただいている。

この人たちが中心となって、計画的避難区域の区域割作業をやってもらったが、文科省によるモニタリング結果の実測値を基に、経産省から当時派遣されていたシマさんという方が、実際の区域割をやってくれている。市で該当する計画的避難区域は、その大部分が国有林であり、6世帯10名しか居住していなかったが、この区域は年間積算線量が20 mSvを超えることが想定されるということで、計画的避難区域に設定後は、避難してもらっている。

緊急時避難準備区域については、第一から半径20～30 km 圏内該当区域のうち、計画的避難区域に当たらない区域が指定されており、市役所も緊急時避難準備区域に位置している。緊急時避難準備区域の設定と同時に屋内退避は解除されているため、今では市役所近辺も自由に屋外に出ることが可能であり、計画的避難区域も移動は自由ということになっているので、第一から半径20 km 圏外は、検問等はなく自由に出入りできる状態になっている。

7 特定避難勧奨地点の設定

市内の計画的避難区域の境界線に沿って、局地的に高い放射線量が観測される点が発見され、文科省を中心に詳細なモニタリングを行って、7/21 に59世帯、8/3 に72世帯を指定している。指定方法については、先に実施した伊達市のやり方を参考にしている。

指定を2回行っているのは、住民への説明会の際、隣の家は指定されるのに何故うちは指定されないのかという質問や、指定されなければ安全だと言い切れるのかといった質問が相次いだため、モニタリングを継続させ、新たに基準値を超える世帯が発見された場合には随時指定を行うという説明をして、何とか納得を得たためであり、今後も定期的にモニタリングを行い、新たに指定していくことになると思っている。

年間20 mSvを超えるには、計算上、3.8 μ Sv/hを超えることが条件となるが、事故発生時に遡るほど多くの放射性物質が飛散していると考えられるとの理由から、7/21の指定の際には3.2 μ Sv/hを、8/3の指定の際には3.1 μ Sv/hを基準値としている。この基準値は国から示されたものであるが、市と国との協議の中で、市からの要望として、子供や妊婦のいる世帯については、2 μ Sv/hを超える場合には指定するという

【取扱い嚴重注意】

了解を得ており、市独自の基準を設けさせていただいている。これは、事前の説明会でも、特に子供や妊婦のいる家庭からは、積極的に避難したいとの声が上がっていたためである。

8 警戒区域の設定について

4/22 に第一から 20 km 圏内に警戒区域が設定される以前は、避難区域内の自宅から家財道具を取りに行く住民が多く見られたが、警戒区域設定後は、警察官による検問が始まったことから、住民は一時立入の機会以外には物を持ち出せなくなった。

政府の定めた計画では、ビニール袋 1 枚分に入る物しか持ち出せないことから、市民からの苦情が市に殺到したほか、6月の梅雨前には、地震で破損した屋根瓦の補修をしなければ雨漏りで家が駄目になってしまうとの意見が殺到した。

市では、東電との間で協議を行い、屋根瓦のビニールシートによる補修を行うよう要請した結果、何とか、東電によって補修作業をしてもらえることになったが、梅雨に間に合わなかった家も多く、一時立入した住民からは、家の畳が雨漏りでカビが生えて、使い物にならなくなっていたとの苦情が寄せられている。

9 その他

第一から 20～30 km 圏内に屋内退避指示が出た際、市から自主的に避難する市民が多く出たが、市外に避難するには、大きく 3 つしかルートがなく、1 つは、南に走っていわき方面へ出るルート、2 つ目は、北に抜けて仙台方面に出るルート、3 つ目は、西に抜けて飯館・川俣方面に出るルートがある。このうち、南に抜けるルートは、第一原発を経由しなくてはならないため使えず、北に出るか、西に出るかしかなかったところ、仙台方面は、震災と津波の影響で避難受け入れどころではないのではないかとのお考えから、市で調整して、多くの市民が飯館・川俣方面に避難している。

ところが、後日公表された SPEEDI のデータによると、飯館・川俣方面は、屋内退避区域からの避難を進めていた時期、南相馬市内以上の放射線が飛散しており、特に、3/17 頃は、飯館では雪が降り、子供たちが雪遊びをしていたとの話もある。もしデータが公表されていれば、仙台方面に避難したはずであり、大変遺憾である。

また、緊急時避難準備区域の解除について、7月頃に報道されていたが、国から市への説明がほとんどないうちに報道に先行されると、市民からの問い合わせに対応できず、それが苦情へと発展していき、余計な負担がかかることになる。緊急時避難準備区域の解除条件について、細野大臣が来て説明するなどの場は設けられたが、政治家の説明のみで、事務方からの説明がないため、詳しい内容については全く説明がなく、ほとんど意味がなかった。政府における情報管理や情報提供のあり方について、もう少し工夫が欲しい。

以上